

コーポレートガバナンス体制

当社は、安定的な経営基盤と株主重視の経営体制を確立するうえで、コーポレートガバナンスの充実を極めて重要な経営課題と認識し、効率的かつ機動的な企業活動を図るべく、組織の見直し・諸制度の整備等に取り組んでおります。

この認識のもと、監査・監督機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会によるモニタリング機能の強化、取締役会が取締役に一定の重要な業務執行の決定を委任することによる意思決定の迅速化などの実現に向け、柔軟な機関設計を可能とする監査等委員会設置会社を選択しております。

当社は監査等委員会設置会社であり、コーポレートガバナンスの体制として、取締役会、監査等委員会及び経営会議を毎月1回以上開催し、その他、任意で設置した指名・報酬委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、相互に緊密な連絡・協議を行うことによって、変化の激しい経営環境に迅速に対処し、合理的な意思決定を行うようにしております。また監査等委員会は、取締役会の監査機能及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化と充実を図るべく、その役割・責務を適切に遂行しております。

また、当社は、リスク管理体制として、取締役会の管理監督機能、監査等委員会の監督・監査機能及び内部監査室の内部監査機能並びにコンプライアンス・リスク管理委員会のコンプライアンス・リスク管理機能を充実させることにより、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制を構築し、運用状況を適宜監督しております。定期的に、監査等委員会による当社及び当社グループ会社へのヒアリング、定例の取締役会での当社グループ会社の状況や今後の見通しの報告等を行っております。なお、重要な法的課題やコンプライアンスに関する事象については外部の顧問弁護士に、重要な会計的課題に関する事象については外部の公認会計士・税理士に相談し、適宜適切なアドバイスを受けております。

イ 取締役会

当社は、取締役10名（監査等委員である取締役4名を含む）で構成する毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通を行うと同時に、取締役相互に業務執行状況を管理監督しております。また、経営の基本方針に基づく重要事項を協議し、全般的統制を図っております。当社は、取締役会の機能強化のため、取締役会の構成のうち社外取締役を過半数とし、任意の指名・報酬委員会による上場会社の取締役としての適格性に欠ける者が選任されない仕組みの中で、多種多様なステークホルダーの視点からも積極的に発言ができる人材を選任します。

なお、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の定数を10名以内、監査等委員である取締役の定数を5名以内とする旨を定款で定めております。

また、取締役会の牽制機能の充実のため、取締役については、下記ハの指名・報酬委員会に諮問し、答申を受け、取締役会で選任議案を決議のうえ、株主総会で選任しております。構成員である取締役10名のうち、過半数の6名を独立社外取締役（監査等委員4名全員を含む）とし、取締役会議長として取締役監査等委員を選定しております。

ロ 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役4名（全員が独立社外取締役）で構成する監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。なお、監査等委員である取締役は取締役会をはじめ社内の重要会議に積極的に出席するなど、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行に対する監査を実施してお

ります。

監査等委員全員が独立社外取締役であるため、監査等委員の中から互選により委員長を選定しております。

ハ 任意の指名・報酬委員会

当社は、独立役員の届出を行っている取締役監査等委員（社外）3名及び社外の専門家（公認会計士）1名の合計4名で構成する指名・報酬委員会を任意で設置し、取締役の指名と報酬の決定に関する独立性や客観性、説明責任の強化、取締役決定プロセスの安定性の向上を果たします。また、取締役会で議論が行われる経営陣（経営チーム）のサクセッションプランについて、世代構成を含めて再検討し、経営の継続性を維持しながら経営陣の世代交代をどのように進めていくかについて監督・助言を行います。

指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定する旨を指名・報酬委員会規則にて定めております。

ニ コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長や取締役管理本部長を含む取締役（監査等委員を除く。）の他、リスクの洗い出しや対応方法に不足がないかなどを第三者的な目線からの助言や提言を取入れることを目的として、社外の専門家を構成員とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制やリスク発生の未然の対策、迅速な対処、再発防止策の策定などのリスク管理体制の強化を図っております。

委員長は、上記のとおり社外の第三者的な目線にて対応を行う目的にて、社外の専門家を選任しております。

ホ 経営会議

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）、取締役監査等委員の一部、執行役員全員及び本部長全員で構成する経営会議を開催し、活発な議論を行うことにより、迅速かつ合理的な意思決定を行うようにしております。また、必要に応じて連結子会社の役員等に経営会議への出席を求め、意見交換や情報共有等を行っております。

議長は、業務執行のトップとして、代表取締役社長が務めております。

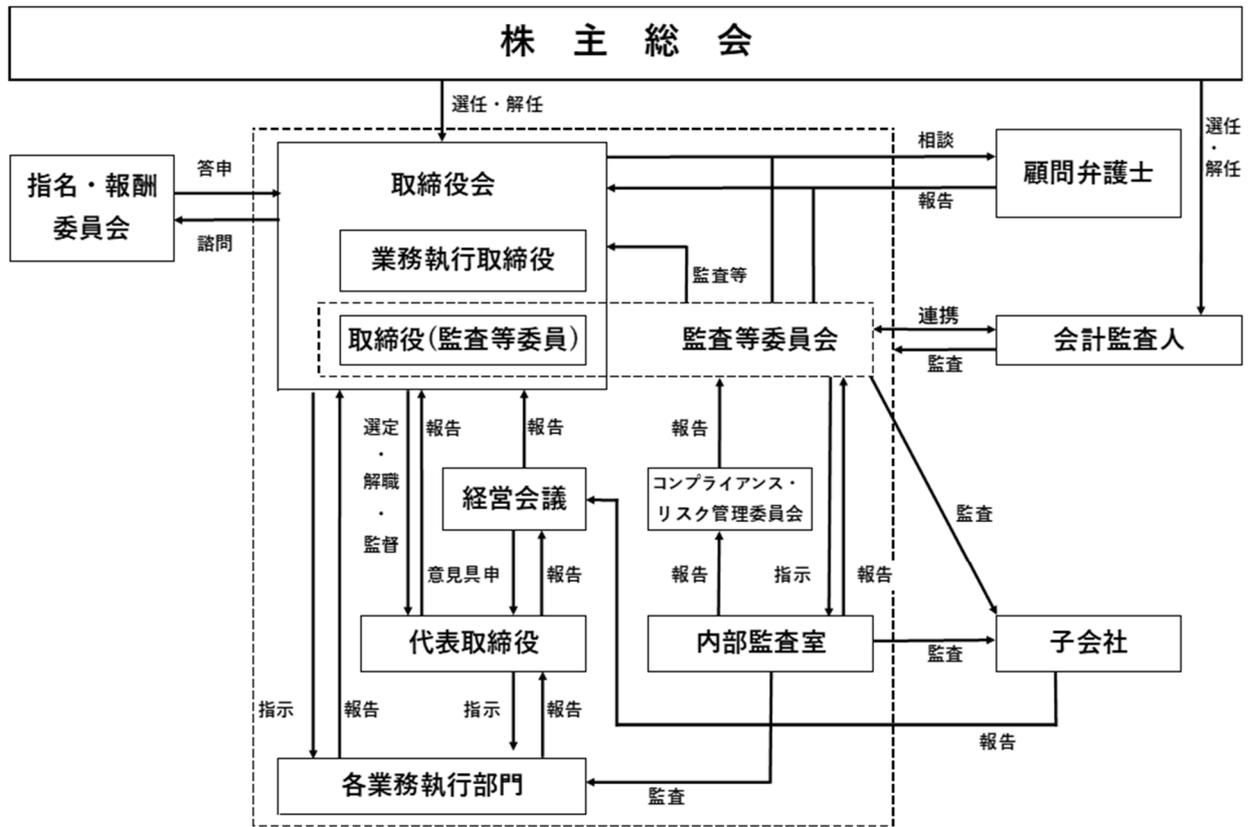
ヘ 内部監査室

内部監査室は、内部監査を担う部署として、監査等委員会が直轄する独立組織として、当社及び当子会社における一切の業務活動及び諸制度が、適正かつ合理的に遂行されているかを確認し、内部牽制の充実を図っております。

ト 弁護士・監査法人等

法令遵守等コンプライアンス体制を充実させるため、法律事務所と顧問契約を締結し、専門的な立場に基づくアドバイスを適宜受けております。また、会計的側面においては、外部の公認会計士・税理士から必要に応じて適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人である監査法人から定期的な会計監査を受けられる環境を整備しております。

会社の機関及び内部統制システムの関係、並びに主な会議体の出席者については、以下の図表のとおりであります。



【主な会議体の構成員一覧】

◎：機関の長（議長又は委員長） ○：構成員 (○)：構成員（相互代替出席）

役職	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス・リスク管理委員会	経営会議
代表取締役社長	笠原 弘和	○			○	◎
取締役	錦織 正人	○			○	○
取締役	磯部 伸弘	○			○	○
取締役	大濱 尚	○			○	○
取締役 (社外)	若林 要	○			○	○
取締役 (社外)	重田 秀豪	○			○	○
取締役監査等委員 (社外)	橋本 真樹夫	○	○		○	○
取締役監査等委員 (社外)	沼井 英明	○	○	○	(○)	(○)
取締役監査等委員 (社外)	大下 良仁	○	○	○	(○)	
取締役監査等委員 (社外)	横山 友之	◎	◎	◎		(○)
専門家（公認会計士） (社外)	塩野 治夫			○	◎	
執行役員	対象者全員					○
本部長	対象者全員					○

附則

1. 2024年8月30日改定